

2020.09.18

新型コロナウイルス感染症対策に伴う施設の利用制限緩和について

日頃より、カナモトホールをご利用いただき誠にありがとうございます。
このたび、札幌市より施設利用におけるイベント制限緩和の通達がございました。
明日9月19日より以下の条件でご利用いただけます。

1 適用期間

令和2年9月19日（土）から当面11月までの間

2 貸室の利用可能人数

(1)ホール

ア 大声での歓声、声援等がないことを前提とする場合

大声での歓声、声援等がないことを前提とする場合は、次のすべてを満たす場合に限り、収容率の上限を撤廃する（収容定員 100%までの利用を認める）。

- ・これまでの類似イベントの開催実績において参加者が歓声、声援等を発し、又は歌唱する等の実態が見られていないこと。
- ・マスク着用を含め、ガイドラインに則った感染防止対策が実施されること。

イ 大声での歓声、声援等が想定される場合

上記アに該当しない催物は、下記の収容率の目安を適用する。

【パターン1：参加者の位置が固定され、入退場時や区域内の適切な行動確保ができる催物】

原則、収容定員の50%までの参加人数とする。

なお、座席指定等により参加者を事前に把握できるなど、異なるグループ又は個人間で座席を1席開けることができる場合（同一グループ（5名以内に限る。）内では座席等の間隔を設ける必要はない）は、その限りでない。

すなわち、参加人数は、収容定員の50%を超えることもあり得る。

【パターン2：参加者が自由に移動できるものの、入退場時や区域内の適切な行動確保ができる催物】

収容定員の50%までの参加人数とすること。

(2)会議室

次の条件を満たすことが確認できる場合には、収容定員100%までの利用を認める。

条件を満たすことができない場合については、収容定員の50%までとする。

ア マスク着用の担保

マスク着用率100%を担保できること（マスク着用状況が確認でき、個別に注意等ができるもの。

マスクを持参していない者がいた場合は主催者側でマスクを配布する）。

イ 大声を出さないことの担保（大声の抑止）

利用者・参加者等が歓声、声援等を発し、又は歌唱するものでないこと。

大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。

ウ 食事を伴わないこと

貸室内での食事を伴わない利用であること。

《イベント等の制限緩和に関する資料はこちら》